

別表第六(一)

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 令和 | 年分 | 特定新株予約権の付与に関する調査 |
|    |    | 省 略              |

## 備考

- 1 省 略
- 2 この調査の記載の要領は、次による。
  - (1) 省 略
  - (2) 「相続人の有無」の欄には、施行令第19条の3第27項に規定する相続人の有無に応じ、「有」又は「無」を○で囲むこと。この場合において、新株予約権を与える者が法第29条の2第1項に規定する特定従事者であるときは、「無」を○で囲むこと。
  - (3)・(4) 省 略
  - (5) 「権利行使価額」の欄には、法第29条の2第1項第3号の権利行使価額（3において「権利行使価額」という。）を記載すること。
- 3 「摘要」の欄には、付与会社の設立の年月日を記載することとし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を記載すること。
  - (1) 法第29条の2第1項ただし書に規定する付与決議の日において、付与会社はその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合 権利行使価額を2で除して計算した金額
  - (2) 付与会社が第11条の3第1項各号に掲げる要件を満たすものである場合 権利行使価額を3で除して計算した金額（当該付与会社が同項第2号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、当該金額及び金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日）
- 4 省 略

別表第六(二)

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 令和 | 年分 | 特定株式等の異動状況に関する調査 |
|    |    | （表部分の改正については省略）  |

別表第六(一)

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 令和 | 年分 | 特定新株予約権の付与に関する調査 |
|    |    | 同 左              |

## 備考

- 1 同 左
- 2 同 左
  - (1) 同 左
  - (2) 「相続人の有無」の欄には、施行令第19条の3第25項に規定する相続人の有無に応じ、「有」又は「無」を○で囲むこと。この場合において、新株予約権を与える者が法第29条の2第1項に規定する特定従事者であるときは、「無」を○で囲むこと。
  - (3)・(4) 同 左
- 3 法第29条の2第1項に規定する新株予約権の行使が、当該新株予約権に係る同項に規定する付与決議の日後10年を経過する日の翌日以後の日までの間に行わなければならないこととされている場合には、「摘要」の欄に株式会社の設立の年月日を記載すること。
- 4 同 左

別表第六(二)

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 令和 | 年分 | 特定株式等の異動状況に関する調査 |
|    |    | （表部分の改正については省略）  |

備考

1 省略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省略

(3) 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式分配、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。この場合において、法第29条の2第1項第6号イ又はロに規定する取決めに従ってされる同条第4項に規定する特例適用者（2において「特例適用者」という。同条第1項第7号に規定する国外転出（2において「国外転出」という。）に係る終了が生じたときは、国外転出に伴う終了のように記載すること。

(4) 「換算前の権利行使価額」の欄には、特定新株予約権の行使により交付をされた特定株式の当該行使に係る法第29条の2第1項第3号の権利行使価額（5)において同じ。）を記載すること。

(5) 「換算後の権利行使価額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

イ 付与決議（4)の特定株式に係る特定新株予約権の付与決議をいう。以下この表において同じ。）の日において、(4)の特定株式に係る付与会社とその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合  
権利行使価額を2で除して計算した金額

ロ (4)の特定株式に係る付与会社が第11条の3第1項各号に掲げる要件を満たすものである場合  
権利行使価額を3で除して計算した金額

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合  
権利行使価額

(6) 「付与決議日」の欄には、付与決議の年月日を記載すること。

(7) 「譲渡の対価の額」の欄には、法第29条の2第1項第6号イ又はロに規定する取決めに従って譲渡がされた場合における当該譲渡の対価の額を記載すること。

(8) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に定める事項を記載すること。

イ 特例適用者又は法第29条の2第4項に規定する承継特例適用者（2において「承継特例適用者」という。）の住所、氏名又は個人番

備考

1 同左

2 同左

(1)・(2) 同左

(3) 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式分配、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。この場合において、法第29条の2第1項第6号に規定する取決めに従ってされる同条第4項に規定する特例適用者（2において「特例適用者」という。）の同条第1項第7号に規定する国外転出（2において「国外転出」という。）に係る終了が生じたときは、国外転出に伴う終了のように記載すること。

(4) 「権利行使価額」の欄には、新株予約権の行使により交付をされた株式を受け入れた場合における当該行使に係る権利行使価額を記載すること。

(5) 「譲渡の対価の額」の欄には、法第29条の2第1項第6号に規定する取決めに従って譲渡がされた場合における当該譲渡の対価の額を記載すること。

(6) 同左

イ 特例適用者又は法第29条の2第4項に規定する承継特例適用者（2において「承継特例適用者」という。）の住所、氏名又は個人番

号が付与契約締結時の住所、氏名又は個人番号と異なる場合（口座の開設日若しくは信託の開始日又は同条第1項第6号ロの管理が開始された日の属する年分に限る。） 当該付与契約締結時の住所、氏名及び個人番号

ロ・ハ 省 略

ニ 承継特例適用者について記載する場合（口座の開設日若しくは信託の開始日又は法第29条の2第1項第6号ロの管理が開始された日の属する年分に限る。） 被相続人の氏名及び死亡時における住所並びに死亡年月日

ホ 省 略

へ 法第29条の2第7項の株式会社の所在地又は名称に変更があつた場合 変更前の所在地又は名称

(9) 法第29条の2第4項に規定する特定株式（以下(9)及び(12)において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに第11条の3第16項に規定する合併法人株式等が含まれている場合には、当該合併法人株式等と当該合併法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は承継会社」の欄に当該合併法人株式等に係る同条第7項第1号に規定する合併法人等の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同号に規定する被合併法人等の所在地、名称及び法人番号を記載すること。

(10) 「設立年月日」の欄には、(4)の特定株式に係る付与会社の設立の年月日に記載すること。

(11) 「上場区分」及び「上場等の年月日」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 付与決議の日（その年中に、付与決議のあつた日が二以上ある場合には、最後に付与決議のあつた日）において、(4)の特定株式に係

号が付与契約締結時の住所、氏名又は個人番号と異なる場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。） 当該付与契約締結時の住所、氏名及び個人番号

ロ・ハ 同 左

ニ 承継特例適用者について記載する場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。） 被相続人の氏名及び死亡時における住所並びに死亡年月日

ホ 同 左

へ 発行会社の所在地又は名称に変更があつた場合 変更前の所在地又は名称

(7) 法第29条の2第4項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに施行令第19条の3第9項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式（以下この表において「分割承継法人株式等」という。）が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社」の欄に当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第1項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第113条の2第1項に規定する完全子法人の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同令第113条第2項に規定する分割法人又は同令第113条の2第3項に規定する現物分配法人の所在地、名称及び法人番号を記載すること。

る付与会社が第11条の3第1項第2号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、「上場区分」の欄に「1」と記載し、「上場等の年月日」の欄に金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日を記載すること。

ロ イ以外の場合には、「上場区分」の欄に「2」と記載し、「上場等の年月日」の欄は記載を要しない。

(12) 「金融商品取引業者等」の欄には、法第29条の2第1項第6号イに規定する金融商品取引業者等が同号イに規定する取決めに従い、特定株式又は承継特定株式につき、振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている場合に記載すること。

3 省 略

別表第七(三)

|       |               |
|-------|---------------|
| 令和 年分 | 非課税口座年間取引報告書  |
|       | 未成年者口座年間取引報告書 |
|       | 省 略           |

備考

1 省 略

2 この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1)・(2) 省 略

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第11項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等（非課税口座に非課税管理勘定（法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定を

3 同 左

別表第七(三)

|       |               |
|-------|---------------|
| 令和 年分 | 非課税口座年間取引報告書  |
|       | 未成年者口座年間取引報告書 |
|       | 同 左           |

備考

1 同 左

2 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第10項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等（非課税口座に非課税管理勘定（法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定を

いう。以下2において同じ。)、累積投資勘定(同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))又は特定累積投資勘定(同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号イ若しくはハに掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定(同項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。))ごとの当初取得等上場株式等その年における取得対価の額(同項第2号イに規定する取得対価の額をいう。))の合計額を記載すること。

(5)・(6) 省 略

(7) 「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄には、次のように記載すること。

イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日(第18条の15の9第2項第7号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。))における施行令第25条の13第39項第1号に定める金額を記載すること。

ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第39項第2号に定める金額を記載すること。

(8) 省 略

3・4 省 略

いう。以下2において同じ。)、累積投資勘定(同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))又は特定累積投資勘定(同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号イ若しくはハに掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))又は分割等上場株式等(同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第12項各号(同条第22項、第29項又は第31項において準用する場合を含む。))に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定(法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。))ごとの当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等その年における取得対価の額(法第37条の14第5項第2号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等(同号ロに掲げる上場株式等をいう。))に係る同号イに規定する取得対価の額とする。))の合計額を記載すること。

(5)・(6) 同 左

(7) 同 左

イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日(第18条の15の9第2項第7号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。))における施行令第25条の13第38項第1号に定める金額を記載すること。

ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第38項第2号に定める金額を記載すること。

(8) 同 左

3・4 同 左